

文部科学省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件（平成27年内閣府・文部科学省告示第1号）の一部を改正する件（案）の概要

1. 趣旨

「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」（平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定）に従い、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するため、広域的に獣医師を養成する大学の存在しない地域に限り、獣医学部の設置を可能とするための特例を設ける。

2. 内容

上記趣旨を満たす平成30年度に開設する獣医学部の設置を定めた国家戦略特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときには、当該獣医学部の設置認可申請の審査については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第4号の規定は、適用しないこととする。

3. 適用期日

公布の日から施行

（参考）

国家戦略特区における追加の規制改革事項について

（平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定）

- 先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置
 - ・ 人獣共通感染症を始め、家畜・食料等を通じた感染症の発生が国際的に拡大する中、創薬プロセスにおける多様な実験動物を用いた先端ライフサイエンス研究の推進や、地域での感染症に係る水際対策など、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するため、現在、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。